定　　款

株式会社トーホー

定　　　　　　款

第　１　章　　総　　　　則

（商号）

第1条　当会社は、株式会社トーホーと称し、英文ではＴＯＨＯ　Ｃｏ.，Ｌｔｄ.とする。

（目的）

第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1．下記の事業を営むこと、並びに下記の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理すること

① 珈琲、罐壜詰、穀類、穀粉、青果物及び干果物、食肉、鮮魚、塩干魚、其の他食料品一切の販売

② 衣料品、化粧品、洗浄剤、玩具、事務用品、陶器、硝子、家具、電気器具、貴金属、時計、美術工芸品、通信機器、商品券、其の他日用品雑貨一切の販売、宝くじの販売及び当選金の支払受託業務

③ 酒類、煙草、食塩、樟脳、医薬品及び医療機械器具の販売

④ 礦物、油脂類、ろう等の販売

⑤ 上記の各号品目の製造加工及び輸出入業務

⑥ 損害保険代理業務及び生命保険の募集に関する業務、金融、広告代理業及び運輸業、倉庫業並びに古物商及び不動産の売買、賃貸及び管理並びにその仲介業務

⑦ 土木建築、印刷業、出版業、医療施設経営、飲食店経営、健康施設の運営

⑧ コンピューターソフトウェアの開発、販売

⑨ 有価証券の保有及び運用

⑩ 人事、福利厚生、総務、経理事務受託及びこれらのコンサルタント業務

⑪ 情報システムの運用、保守の請負、賃貸及びコンサルタント業務

⑫ 食品品質の検査受託及びこれらのコンサルタント業務

⑬ 人材派遣事業

⑭ 投資顧問業

⑮　農産物の生産、加工及び販売

⑯　発電及び売電に関する事業

2．前項に附帯する一切の事業

（本店）

第3条　当会社は、本店を神戸市におく。

（機関）

第4条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1．取締役会

2．監査役

3．監査役会

4．会計監査人

（公告方法）

第5条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第　2　章　　株　　　　式

（発行可能株式総数）

第6条　当会社の発行可能株式総数は、8,385万2,400株とする。

（自己の株式の取得）

第7条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第9条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1．会社法第189条第２項各号に掲げる権利

2．会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

4. 次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第10条　当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株式取扱規則）

第11条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める「株式取扱規則」による。

（株主名簿管理人）

第12条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第　3　章　　株　主　総　会

（招集）

第13条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了の翌日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

② 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役が招集する。

③ 代表取締役が複数いるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた代表取締役がこれを招集する。

④ 前２項にて定められた者に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序にしたがい他の取締役が招集する。

（定時株主総会の基準日）

第14条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年１月31日とする。

（議長）

第15条　株主総会の議長は、代表取締役がこれにあたる。

②　代表取締役が複数いるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた代表取締役がこれにあたる。

③　前２項にて定められた者に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序にしたがい他の取締役がこれにあたる。

（株主総会資料の電子提供措置）

第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第17条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②　会社法第309条第２項の規定に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第18条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として議決権を行使することができる。

②　株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第　４　章　　取締役及び取締役会

（員数）

第19条　当会社の取締役は、１０名以内とする。

（選任）

第20条　取締役は、株主総会において選任する。

②　取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもって行う。

③　取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

（任期）

第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役）

第22条　取締役会は、その決議によって取締役の中から会社を代表すべき取締役１名以上を選任する。

（取締役会の議長）

第23条　取締役会の議長は、代表取締役がこれにあたる。

②　代表取締役が複数いるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた代表取締役がこれにあたる。

③　前２項にて定められた者に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序にしたがい他の取締役がこれにあたる。

（取締役会の招集通知）

第24条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集する。

②　代表取締役が複数いるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた代表取締役がこれを招集する。

③　前２項にて定められた者に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序にしたがい他の取締役が招集する。

④　取締役会は、会日の３日前までに、各取締役及び各監査役に通知を発してこれを招集する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

⑤　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第25条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議の目的で

ある事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任免除)

第27条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第１項の賠償責任について法令で定める金額を限度とする契約を締結することができる。

(取締役会規程)

第28条　取締役会に関しては、法令または本定款のほか取締役会において定める「取締役会規程」による。

第　５　章　　監査役及び監査役会

(員数)

第29条　当会社の監査役は、４名以内とする。

(選任)

第30条　監査役は、株主総会において選任する。

②　監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第31条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第32条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条　監査役会は、会日の３日前までに、各監査役に通知を発してこれを招集する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関しては、法令または本定款のほか監査役会において定める「監査役会規程」による。

(社外監査役の責任免除)

第36条 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第１項の賠償責任について法令で定める金額を限度とする契約を締結することができる。

第 ６ 章 計 算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年２月１日から翌年１月31日までの１年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年１月31日とする。

(中間配当)

第39条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年７月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。